

佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金交付要領

令和 7 年 2 月 1 0 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、佐久市内の病院、医科診療所（有床・無床）、歯科診療所、助産所及び薬局（以下「医療機関等」という。）が物価高騰の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続できるよう、佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成 1 7 年佐久市規則第 4 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 交付対象者は、佐久保健福祉事務所に届け出済みの医療機関等の設置者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 光熱費、食材費、ガソリン代について原油価格等の高騰の影響を受けているもの。
- (2) 申請日時点で休止中でなく、また、休止又は廃止の予定がないもの。
- (3) 令和 7 年 1 月 1 日時点で、病院、医科診療所及び歯科診療所においては保険医療機関であるもの、助産所においては開設の届出を出している又は開設の許可を受けているもの、薬局においては保険薬局であるもの。
- (4) 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給要綱に定める要件に該当しているもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。

- (1) 国及び地方公共団体の設置する医療機関等である者
- (2) 市税等の滞納がある者
- (3) 佐久市暴力団排除条例（平成 2 4 年 3 月 2 8 日佐久市条例第 1 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者には交付金の交付を行うことができる。

(交付金の交付回数)

第 3 条 交付金の交付は、1 医療機関等につき 1 回に限る。

(交付金額)

第4条 交付金額は、下表に定めるとおりとし、許可病床数は令和7年1月1日現在とする。

区分		支給金額（1施設等あたり）	
		基準単価	加算額
医療機関	病院	120千円	15千円×許可病床数
	医科診療所（有床）		
	医科診療所（無床） 歯科診療所	60千円	—
助産所		60千円	—
薬局		60千円	—

(交付の申請)

第5条 医療機関等は、交付金の交付を受けようとするときは、佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る交付金の交付を決定したときは、佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付の決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。